

第ノ 輸入穀類等検疫要綱の一部改正関係

輸入穀類等検疫要綱の一部を次のように改正する。

1. 第2第ノ 項中「(支所及び出張所を含む。以下同じ。)」を「(植物防疫事務所、支所及び出張所を含む。以下同じ。)」に改める。
2. 第6中「植物防疫所長」の次に「(植物防疫所長を含む。以下第ノ4を除いて同じ。)」を加える。
3. 第ノ2中「麦角混入麦類加工消毒」を「麦角又は菌核混入穀類等の加工消毒」に、「(麦角混入麦類取締り要領)」を「(麦角菌核混入穀類等取締り要領)」に改める。
4. 第ノ4の見出しを「(麦角又は菌核混入穀類等加工消毒工場の指定)」に改め、第ノ4中「植物防疫所長」を「植物防疫所長(植物防疫事務所長及び支所長を含む。)」に、「(麦角混入麦類について)」を「(麦角又は菌核混入穀類等について)」に、「(麦角混入麦類加工消毒工場指定要領)」を「(麦角菌核混入穀類等加工消毒工場指定要領)」に、「(麦角混入麦類加工消毒工場)」を「(麦角菌核混入穀類等加工消毒工場)」に改める。
5. 別表ノ1の表以外の部分中「輸入穀類等の特定港とその検疫を担当する植物防疫所」を
「輸入穀類等の特定港とその検疫を担当する植物防疫所(第2関係)」に改める。
6. 別表2の表以外の部分中「別表2」を「別表2(第ノ2関係)」に改める。

ア 別表2の1の(3)を次のように改める。

(3) 倉庫24時間くん蒸(かくはん装置のある場合に限る。)

薬量; グラム / 内容積
/ 立方メートル

有害動物の種類		くん蒸物の量 t/m ³	温度及び倉庫の等級								
			10度未満			10度以上20度未満			20度以上		
			A級	B級	C級	A級	B級	C級	A級	B級	C級
袋詰めされた米、麦、えんどう、ゴブラ、ココア豆、 コーヒー豆、こしょう等(粉状及びかす状のものを 除く。)に付着する有害動物(こくじっせんちゅう を除く。)	こくぞう及びこ こくぞう	0.29以下	25	28	30	14	15	17	11	12	13
		0.3~0.49	28	31	34	16	18	19	12	13	14
		0.5以上	35	39	42	20	22	25	15	16	18
	こくぞう及びこ こくぞう以外の 有害動物	0.29以下	25	28	30	20	22	24	15	16	18
		0.3~0.49	28	31	34	23	25	27	17	19	20
		0.5以上	35	39	42	29	32	35	21	23	25
袋詰めされたとうもろこし、きび、もろこし等(粉 状及びかす状のものを除く。)に付着する有害動物 (こくじっせんちゅうを除く。)	こくぞう及び こくぞう	0.29以下	28	31	34	16	18	19	12	13	14
		0.3~0.49	32	35	38	18	20	22	13	15	16
		0.5以上	42	47	51	24	27	29	18	20	21
	こくぞう及びこ こくぞう以外の 有害動物	0.29以下	28	31	34	23	25	27	17	19	20
		0.3~0.49	32	35	38	26	28	31	19	21	23
		0.5以上	42	47	51	34	38	41	25	28	30
袋詰めされた大豆、いんげん、らっかせい等(粉状 及びかす状のものを除く。)に付着する有害動物(こ くじっせんちゅうを除く。)	こくぞう及び こくぞう	0.29以下	32	35	38	18	20	21	13	15	16
		0.3~0.49	35	39	42	20	23	25	15	16	18
		0.5以上	49	54	59	28	31	34	20	23	25
	こくぞう及びこ こくぞう以外の 有害動物	0.29以下	32	35	38	26	28	31	19	21	23
		0.3~0.49	35	39	42	29	32	35	21	23	25
		0.5以上	49	54	59	40	44	48	29	32	35
袋詰めされたそば、ひまの種子及び紅花の種子並び に米、とうもろこし、大豆等の粉状及びかす状の物 のに付着する有害動物 (こくじっせんちゅうを除く。)	こくぞう及び こくぞう	0.29以下	42	47	51	24	27	29	18	20	21
		0.3~0.49	49	54	59	28	31	34	20	23	25
		0.5以上	56	62	67	32	35	38	23	26	28
	こくぞう及びこ こくぞう以外の 有害動物	0.29以下	42	47	51	34	38	41	25	28	30
		0.3~0.49	49	54	59	40	44	48	29	32	35
		0.5以上	56	62	67	45	50	54	33	37	40

8 別表2の1の(6)を次のように改める。

(6) サイロ24時間くん蒸(循環装置のある場合に限る。)

重量; グラム
 内容積
 /立方メートル

有害動物の種類		温度及びサイロの等級								
		10度未満			10度以上20度未満			20度以上		
		A級	B級	C級	A級	B級	C級	A級	B級	C級
ばら積みされた米、麦等(粉状及びかす状のものを除く。)に付着する有害動物(こくじっせんちゅうを除く。)	こくぞう及びこくぞう	49	56	69	29	33	40	20	23	29
	こくぞう及びこくぞう以外の有害動物	49	56	69	41	47	57	29	33	41
ばら積みされたとうもろこし、きび、もろこし等(粉状及びかす状のものを除く。)に付着する有害動物(こくじっせんちゅうを除く。)	こくぞう及びこくぞう	59	68	83	34	39	47	25	28	34
	こくぞう及びこくぞう以外の有害動物	59	68	83	48	55	67	35	40	49
ばら積みされた大豆、いんげん、らっかせい等(粉状及びかす状のものを除く。)に付着する有害動物(こくじっせんちゅうを除く。)	こくぞう及びこくぞう	59	68	83	41	47	57	30	34	42
	こくぞう及びこくぞう以外の有害動物	59	68	83	48	55	67	35	40	49

9. 別表2の1の〔注〕の2中「各表」の次に「(3)及び(6)にあつては、「こくぞう及びこくぞう以外の有害動物」の項に掲げる重量表)」を加える。

10. 別表2の4の摘要の欄中「又は割砕(6割以上を含む。)」を「(割砕及びはん砕を含む。)」を含む。」に改める。

11. 別表2の6の摘要の欄中「4」を「4又は5」に改め、6を7とし、5を6とし、4の次に5として次のように加える。

5. 粉碎による消毒方法の基準

穀類等及び有害動物又は有害植物の種類	処 理	摘 要
麦類に付着する麦角	6つ割れ以上に粉碎又ははん碎	
穀類等に付着する菌核	10メッシュ以上に粉碎又ははん碎	

12. 別表3の表の部分以外の部分中「別表3」を「別表3（第13関係）」に改める。

13. 別記様式1の記の部分以外の部分中「別記様式1」を「別記様式1（第10関係）」に改め、

別記様式2の記の部分以外の部分中「別記様式2」を「別記様式2（第13関係）」に改め、

別記様式3 中「別記様式3」を「別記様式3（第20関係）」に改め、

別記様式4の表の部分以外の部分中「別記様式4」を「別記様式4（第24関係）」に改める。